

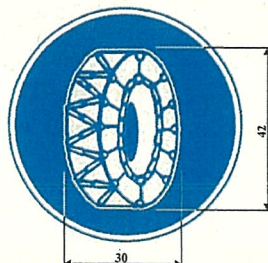
同時発表：警察庁

平成30年11月15日
道路局企画課**チェーン規制等に関する改正案のパブリックコメントを開始します
～「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」について～**

国土交通省で開催された冬期道路交通確保対策検討委員会で、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されました。これを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）の改正案について、パブリックコメントを実施しますのでお知らせします。

1. 改正案の概要

- (1) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設
タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識を新設することとします。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」 (310-3)

- (2) 画像表示用装置により可変式の道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加
画像表示用装置により道路標識を表示する場合における背板の色に関する規定を追加することとします。

2. スケジュール

パブリックコメント期間 平成30年11月15日（木）～平成30年11月28日（水）
公布・施行 平成30年12月上旬

3. 添付資料

- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案に関するパブリックコメントの募集について

問い合わせ先

国土交通省道路局企画課 課長補佐 井上 直（内線37-562）

係長 柏 宏樹（内線37-554）

代表番号：03-5253-8111 FAX：03-5253-1618 直通番号：03-5253-8485

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案について

平成30年11月15日

国土交通省
警察庁

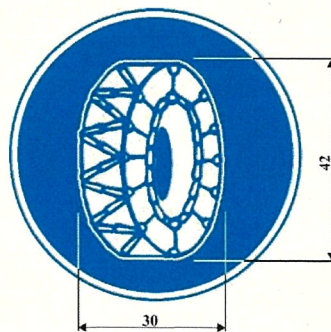
1. 改正の背景

- 大雪時における道路交通の確保を図ることを目的として、本年11月1日に国土交通省で開催された第4回冬期道路交通確保対策検討委員会で、大雪時の道路交通の確保のためにいわゆるチェーン規制を実施すべき旨が示されたことを踏まえ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）の改正を行うことを予定しております。
- 大雨等に伴う道路の保全や交通の危険の防止のために一時的に通行の禁止又は制限を行う場合等において、可変式の道路標識を活用するニーズは高まっております。また、近年のLEDを用いた電光表示は、表示できる画像の色彩や精度が向上し、多彩な表現で分かりやすく画像を表示することが可能なことから、大雨等の発生に合わせて電光表示により速やかに道路標識を表示できるよう、同命令の改正を行うことを予定しております。

2. 改正の概要

（1）「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識を新設することとします。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」（310-3）

（2）画像表示用装置により可変式の道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加

可変式の道路標識を設置する場合における背板の色に関する規定中に、画像表示用装置により道路標識を表示する場合における背板の色に関する規定を追加することとします。

（3）その他

その他所要の改正を行うこととします。

3. スケジュール（予定）

平成30年12月上旬 公布・施行